

令和6年度人手不足業就職チャレンジ応援事業 奨励金 Q & A vol. 3

<本事業奨励金概要>

当奨励金は、県の人手不足業就職チャレンジ応援事業で実施する、インターンシップ活用コース・公的職業訓練活用コースに該当、または同業種の中で非正規雇用から正規雇用へ転換された方で、インターンシップ先の事業所または本事業対象業種企業に正規雇用され、3か月以上継続して勤務された方を対象に支給する奨励金です。

<1. 正社員就職先の事業所の要件等>

Q1-1 インターンシップ先の企業（A社）と同業種の別企業（B社）に正規雇用され、B社で3か月以上勤務した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

（ただし、B社で正規雇用される前に、B社独自のインターンシップに参加すれば対象となる。）

Q1-2 インターンシップ先の企業（A社）と同業種の別企業（B社）に就職したが退職し、A社に就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（ただし、A社で奨励金の支給対象となる職種で正規雇用され、3か月以上勤務する必要がある。）

Q1-3 支給者要件において、「県内事業者で独自に行うインターンシップ」とあるが、具体的にどのようなものを指すのか。

A 以下のものが想定される。

- 例) ・面接日における職場見学
 - ・1日職場体験（インターンシップ）
 - ・職場説明会

などの、職業・職場への理解を深める機会一般のことを指す。

判断に迷う場合は、県労働政策課に相談すること。

Q1-4 支給者要件において、「非正規雇用経験等」とあるが、具体的にどのようなものを指すのか。

A パート、アルバイト、契約社員、派遣社員、嘱託社員、業務委託などを想定している。

Q1-5 本事業対象業種に属するA社での非正規雇用経験等を経て、A社と同業種の別企業（B社）で3か月勤務した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

（非正規雇用から正規雇用に転換する場合、同事業所内での転換のみが対象。なお、B社で正規雇用される前にB社独自のインターンシップ等に参加すれば対象となる。）

Q1-6 大学、専門学校などを卒業後、本事業対象業種の事業所に新卒で採用された場合、奨励金支給対象となるか。

A 原則、新規学卒者は支給対象とならない。（制度趣旨に合致しないため。）

ただし、就業した事業所を退職したのち、リスキリングを目的として大学や専門学校などの教育機関に学生として在籍・卒業後、本事業対象業種の事業所に正規雇用され、3か月以上継続して就労した場合は対象となる。

また、本事業対象業種の事業所に採用された日が、学校を卒業した日から起算して1年が経過している場合は、新規学卒者とみなさない。

（事前に県労働政策課へ相談すること。）

< 2. 公的職業訓練（ハロートレーニング）に関すること >

Q2-1 公的職業訓練において修了したコースの業種と、修了後に正規雇用された事業所の業種が異なる場合においても、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（公的職業訓練のコースは問わない。ただし、本事業対象業種の事業所に正規雇用されることが必要となる。）

Q2-2 公的職業訓練の修了日から正社員雇用までの期間に制限は設けているか。

A 公的職業訓練修了日から1年以内に正規雇用された場合、奨励金支給対象となる。

< 3. 在職中の事業参加 >

Q3-1 正規雇用でA社に在職中にB社のインターンシップに参加し、A社からB社に転職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（ただし、B社で正規雇用され、3か月以上継続して勤務する必要がある。また、A社とB社が同業種の企業である場合は、奨励金支給対象外となる。）

Q3-2 非正規雇用でA社に在職中にB社のインターンシップに参加し、A社からB社に転

職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

(ただし、B社で正規雇用され、3か月以上継続して勤務する必要がある。)

< 4. 県外企業・事業所 >

Q4-1 正規雇用された後、同一企業において、県内事業所と県外事業所で合計3か月勤務した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

例：県内事業所に2か月、県外事業所に1か月勤務した場合は、対象とならない。

(ただし、県内事業所の勤務期間だけで累計3か月以上となる場合は対象となる。例えば、県内事業所に2か月、県外事業所に1か月勤務したのち、県内事業所に戻って1か月勤務した場合は対象となる。)

Q4-2 本社が県外で、県内の事業所に勤務した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

(ただし、Q4-1のとおり県内の事業所に3か月以上勤務する必要がある。)

Q4-3 当該事業所に正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年以内に県外企業を退職しており、県外企業と同業種の県内企業に正規雇用された場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

(県内の人手不足業への人材移動を促進する本事業の趣旨に合致するため。)

< 5. 同事業所内での雇用形態・職種の変更 >

Q5-1 非正規で雇用されていたA事業所で正規雇用された場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

(ただし、非正規雇用されていた期間を含めず、正規雇用されている期間で3か月以上勤務している必要がある。)

Q5-2 A社でインターンシップを行った後、A社で事務職として雇用され、その後A社で介護士や建設作業員など対象業種の業務に従事した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

(ただし、事務職として雇用されていた期間を含めず、介護士や建設作業員として正規雇用で3か月以上勤務する必要がある。)

< 6. 業種・職種の捉え方 >

Q6-1 事業所独自のインターンシップに参加、または公的職業訓練修了後に正規雇用された日の前日から起算して過去1年以内に、産業分類上「建設業」に分類されるA社を退職しており、「土木建築サービス業」に分類されるB社で正規雇用された場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：産業分類上は別だが、類似の業種での転職となるため。

(ただし、A社の雇用形態が非正規雇用だった場合は対象となる。)

Q6-2 建設業の作業員として正規雇用されるが、業務に作業日報の作成が含まれる場合、奨励金支給対象とならないのか。

A 対象となる。

(作業日報など、業務上必要な書類を作成することは可能だが、主として書類作成を行う者は事務的作業に従事する者として雇用された者であり、奨励金支給対象になる。)

Q6-3 情報サービス業の中の市場調査・世論調査・社会調査業の事業所に、データ収集や集計を行う調査実務などの職種として就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：成長産業として人手不足が見込まれる情報サービス業の職種には該当しないため。

Q6-4 建設業と製造業の2部門ある事業所の場合、建設業部門へのインターンシップ等に参加し、正社員雇用された場合は対象となるか。

A 主に建設業部門に従事する場合は、対象となる。

(ただし、製造業に従事していた期間は含めず、建設業に従事している期間で3か月以上勤務している必要がある。)

< 7. 医療・福祉 >

Q7-1 介護事業所における調理員、相談員、運転手は奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：人手不足である職種の直接処遇職員を対象とするため。

Q7-2 病院内の介護士として就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：日本標準産業分類の小分類「老人福祉・介護事業」に含まれない職種となるため。

Q7-3 事業所独自のインターンシップに参加、または公的職業訓練修了後に正規雇用された日の前日から起算して過去1年以内に、病院の介護士（正社員）として勤務しており、介護事業所に介護士（正社員）として就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：日本標準産業分類の大分類「医療、福祉」の中での再就職にあたるため。

（障がい者福祉事業所（正社員）→介護事業所（正社員）でも同様に対象外。

ただし、過去1年以内の職業（Q7-3では病院の介護士）が非正規雇用であった場合は対象となる。）

Q7-4 事業所独自のインターンシップに参加、または公的職業訓練修了後に正規雇用された日の前日から起算して過去1年以内に、病院の受付スタッフとして勤務しており、介護事業所に介護士として就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：日本標準産業分類の大分類「医療、福祉」の中での再就職にあたるため。

（ただし、病院の受付スタッフが非正規雇用である場合は対象となる。）

Q7-5 介護福祉士の有資格者が介護事業所に就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（ただし、事業所独自のインターンシップに参加または、公的職業訓練修了後に正規雇用された日の前日から起算して過去1年以内に、県内の同業種の業務に雇用されていた場合は対象とならない。）

Q7-6 介護事業所に理学療法士、看護師等として就職した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（ただし、当該事業所に正社員として雇用された日の前日から起算して過去1年以内に、県内の同業種の業務に正社員雇用されていた場合は対象とならない（Q7-3を参照）。）

< 8. 役員・一人親方 >

Q8-1 役員として働く場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

Q8-2 一人親方として建設業に従事していたが、廃業して1年以内に建設業の会社に正規雇用された場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：県内の同業種の業務に従事したことになるため。

Q8-3 公的職業訓練修了後に一人親方として3か月以上勤務した場合、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：正規雇用されたとは言えないため。

<9. 運輸業について>

Q9-1 県地域鉄道課および県交通まちづくり課が実施する奨励金の支給対象となっている場合、本事業における奨励金支給対象となるか。

A 以下の奨励金支給対象となる方は、本事業奨励金支給対象とならない。

- ・地域鉄道就職奨励金：地域鉄道運転士、鉄道技術職の方対象（県地域鉄道課）
- ・バス運転士就職奨励金：路線バス運転士の方対象（県交通まちづくり課）
- ・タクシー運転士就職奨励金：タクシー運転士の方対象（県交通まちづくり課）

Q9-2 運輸業の事業所で、車両整備士として正規雇用されている者は奨励金支給対象となるか。

A 対象となる。

（ただし、自動車の販売を行う事業所など、運輸業に分類されない事業所で車両整備士として雇用されている者は対象とならない。）

Q9-3 地域鉄道の運転士や整備士として事業所に正規雇用された場合、本事業における奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

（令和6年4月1日以降に地域鉄道事業所に正規雇用された方は、本事業奨励金支給の対象とならない。「地域鉄道就職奨励金」の支給対象となる方は、県地域鉄道課に相談すること。）

Q9-4 観光バスの運転士として採用されたが、路線バスの運転士も兼任している場合、本事業における奨励金支給対象となるか。

A 県交通まちづくり課に相談すること。

（なお、路線バスの運転士の方は、本事業奨励金支給対象とならない。）

Q9-5 運輸業の事業所で、倉庫での商品のピッキングや検品、梱包、荷役作業などの業務

を行う場合は、奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：当奨励金は、人手不足職種である運転手または車両整備士を対象としているため。

Q9-6 主にバスなどの運行計画を作成する職種は奨励金支給対象となるか。

A 対象とならない。

理由：運行計画の作成は事務的作業にあたるため。

< 10. 申請書類について >

Q10-1 履歴書記載の氏名と現在の氏名が異なっている場合どうすればよいか。

A 変更前の氏名と変更後の氏名が証明できる書類（戸籍謄本など）を提出する。

Q10-2 通帳を持っていない場合はどうすればよいか。

A 必要情報が記載されているページの写真を提出する。

（預金通帳の写しに代えて、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるページの写真を提出すること。）

< 11. その他 >

Q11-1 本奨励金が支給された場合、源泉徴収の対象となるのか

A 対象とならない。

（ただし、収入などの状況によっては、確定申告が必要になる場合がある。）

Q11-2 何歳までを奨励金支給対象とするか

A 支給対象者に年齢制限は設けない。